

# 北海道農業負債整理関係資金取扱要領

平成13年11月1日付け農経第2191号  
農 政 部 長 通 知  
改正 令和5年6月1日付け経営第268号

## 第1 趣旨

WTO体制のもと、本道農業の安定的な発展や地域社会の活性化を図るためには、過重な負債を抱えている農業者の償還負担の軽減を図るとともに、意欲と能力のある農業者の経営改善を進め、食料・農業・農村基本法（平成11年法律第106号）の目指す効率的かつ安定的な農業経営を確立することが重要である。

このため、経営意欲と能力がありながら、経営環境等の変化等によって、負債の償還が困難となっている農業者に対し、個々の農業経営の実情に応じて、次の資金を総合的に融資するものとする。

あわせて、こうした農業者に対し、その障害となっている既往債務の負担の軽減を図るために農業協同組合等の民間金融機関が貸し付ける農業経営負担軽減支援資金について、道が利子補給等の措置を講じ、効率的かつ安定的な農業経営の育成に資するものとする。

## 第2 対象資金等

1 本取扱要領の対象とする資金は、次の2資金（以下「負債整理関係資金」という。）とし、融資機関は、農業者の経営の実情、資金需要等を踏まえて適切な資金を融通するものとする。

(1) 経営体育成強化資金（経営体育成強化資金実施要綱（平成13年5月1日付け13経営第303号農林水産事務次官依命通知。以下「経営体要綱」という。）第2のⅡに定める資金

(2) 農業経営負担軽減支援資金（農業負債整理関係資金基本要綱（平成13年5月1日付け13経営第356号農林水産事務次官依命通知）第2の1の(2)に定める資金をいう。以下同じ。)

2 対象資金の役割分担等

負債整理関係資金の役割分担等は、次のとおりとする。

(1) 農業者が負債整理関係資金を活用して負債の償還負担を軽減しようとする際には、農業経営負担軽減支援資金で対応できる場合は、極力当該資金で対応し、当該資金で対応することが困難な場合には、経営体育成強化資金で対応することを基本とする。

なお、農業経営負担軽減支援資金と経営体育成強化資金を同時に利用する場合については、第4の1の(5)に定める各資金の融資機関が密接に協議・連携を図るものとする。

(2) (1)の前段の定めにかかわらず、経営体育成強化資金の再建整備資金については、農業経営負担軽減支援資金で対応することが困難な場合に限り、対応するものとする。

(3) 第4の1の(5)のアの融資機関は、(2)において経営体育成強化資金の再建整備資金で対応しようとする場合には、第4の1の(5)のイの融資機関での農業経

営負担軽減支援資金の対応が困難である旨を当該融資機関に確認するとともに、確認したことを証する書類を整備しておくものとする。

### 第3 資金の内容

負債整理関係資金の内容は、経営体育成強化資金実施要綱（平成13年5月1日付け13経営第303号農林水産事務次官依命通知）、農業負債整理関係資金基本要綱（13年5月1日付け13経営第356号農林水産事務次官依命通知）に定めるもののほか、次に定めるところによるものとする。

#### 1 経営体育成強化資金

##### (1) 資金の使途

第4の1に定める経営改善計画に基づいて農業経営の改善を図るのに必要な次のア及びイの資金。

##### ア 再建整備資金

次に掲げる資金（イの(ア)から(ウ)までに掲げる資金、地方公共団体が利子補給若しくは利子助成を行い、又は融通する資金及び政府関係金融機関が融通する資金を除く。）を借り受けたために生じた負債の整理に必要な資金

ただし、農業経営負担軽減支援資金で対応することが困難な場合に限るものとする。

(ア) 共同相続人のうち遺産に属する農地、施設その他の農業に活用される資源（以下「農業経営資源」という。）についてこれらを活用して農業を営もうとする者が他の共同相続人からその農業経営資源に係る相続分の譲り渡しを受けるのに必要な資金その他遺産の分割による農業経営資源の細分化を防止するのに必要な資金

(イ) 農業経営の改善のためにする農地等の取得に必要な資金

(ウ) 疾病、負傷又は災害により必要な資金

(エ) 農具、肥料、飼料、家畜その他農業経営に必要な資材又は施設の取得又は設置に必要な資金

(オ) 農地又は牧野の改良、造成又は復旧に必要な資金

##### イ 償還円滑化資金

次の(ア)から(エ)までに掲げる資金を借り受けたために生じた負債又は(オ)に掲げる負債（以下「制度資金等負債」という。）の円滑な償還に必要な資金（経営改善計画の計画期間中の当該制度資金等負債の償還に必要な資金に限る。）

(ア) 農業近代化資金（農業近代化資金融通法第2条第3項の農業近代化資金であって、農業近代化資金融通措置要綱（平成14年7月1日付け14経営第1747号農林水産事務次官依命通知）第2に定める資金、農林水産省経営局長が別に定めるもの及び国の補助金等の整理及び合理化等に伴う農業近代化資金助成法等の一部を改正する等の法律（平成17年法律第16号）第1条の規定による改正前の農業近代化資金助成法第2条第3項の農業近代化資金をいう。）、経営資金（天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（昭和30年法律第136号）第2条第4項の経営資金をいう。）その他国が利子補給補助又は利子助成補助を行う資金及び国の補助金の交付を受けた者がこれを財源として利子補給補助又は利子助成補助を行う資金

(イ) 農業改良資金（農業改良資金融通法（昭和31年法律第102号）第2条に規定する農業改良資金（同法の定めるところにより貸し付けられたものに限

る。)、農業経営に関する金融上の措置の改善のための農業改良資金助成法等の一部を改正する法律(平成22年法律第23号)附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における農業改良資金(同法第1条の規定による改正前の農業改良資金助成法第2条に規定する農業改良資金をいい、同法の定めるところにより貸し付けられたものに限る。)及び農業経営の改善に必要な資金の融通の円滑化のための農業近代化資金助成法等の一部を改正する法律(平成14年法律第51号)附則第4条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法第3条の規定による改正前の農業改良資金助成法第2条に規定する資金(同法の定めるところにより貸し付けられたものに限る。)をいう。)

(ウ) 青年等就農資金(農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第14条の6第1項第1号に規定する青年等就農資金(同法の定めるところにより貸し付けられたものに限る。)及び農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律(平成25年法律第102号)附則第9条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同項に規定する旧就農支援資金をいう。)

(エ) 株式会社日本政策金融公庫法(平成19年法律第57号。以下「公庫法」という。)第11条第1項第1号の規定に基づき株式会社日本政策金融公庫(以下「公庫」という。)が融通する資金(公庫法附則第42条の規定による廃止前の農林漁業金融公庫法(昭和27年法律第355号)第18条第1項の規定に基づき農林漁業金融公庫が融通した資金を含む。)

(オ) 土地改良事業(土地改良法(昭和24年法律第195号)第2条第2項の土地改良事業をいう。)又は独立行政法人森林総合研究所法(平成11年法律第198号)附則第9条第1項に規定する業務のうち独立行政法人緑資源機構法を廃止する法律(平成20年法律第8号)による廃止前の独立行政法人緑資源機構法(平成14年法律第130号)第11条第1項第7号イからハまでの事業、同項第8号の事業若しくは同項第9号の事業(土地改良施設に係るものに限る。)若しくは独立行政法人森林総合研究所法附則第11条第1項若しくは第12条第1項に規定する業務に要する費用に係る負担金その他の金銭の円滑な支払いに必要な資金

## (2) 貸付対象者

貸付対象者はアからオまでに掲げる者とする。

ア 農業を営む者であって、次の(ア)から(エ)までに掲げる要件の全てを満たす者

(ア) 農業所得が総所得(法人にあっては、当該法人の農業に係る売上高が総売上高)の過半を占めていること、又は農業粗収益が200万円以上(法人にあっては、農業に係る売上高が1,000万円以上)であること。

(イ) 主として農業経営に従事すると認められる青壮年の家族農業従事者(法人にあっては、常時従事者(農地法(昭和27年法律第229号)第2条第3項第2号ホに規定する常時従事者をいう。)である構成員)がいること。

(ウ) 個人の農業者であって、60歳以上であるときは、その後継者が現に主として農業に従事(農業大学校に就学している場合等を含む。)しており、かつ、将来においても主として農業に従事する見込みがあると認められること。

(エ) 簿記記帳を行っていること。(簿記記帳を行うことが確実と見込まれる場

合を含む。)

イ 認定就農者（青年等就農促進法第4条第4項に規定する者であって、経営開始後5年以内であり、かつ、認定後10年以内の者に限る。）及び認定新規就農者（農業経営基盤強化促進法第14条の5第1項に規定する認定就農者をいう。)

ウ 農業経営基盤強化促進法第19条第1項に規定する地域計画のうち目標地図（同条第3項の地図をいう。）に位置付けられた者（認定農業者（同法第12条第1項に規定する農業経営改善計画の認定を受けた者をいう。）、認定新規就農者（同法第14条の5第1項に規定する認定新規就農者をいう。）、集落営農組織（農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成18年法律第88号）第2条第4項第1号ハに定める組織をいう。）、市町村基本構想（農業経営基盤強化促進法第6条第1項に規定する基本構想をいう。）に示す目標所得水準を達成している農業者及び市町村が認める者。以下「目標地図に位置付けられた者」という。）及び地域における継続的な農地利用を図る者であって、生産の効率化等に取り組む者として市町村が認める者（10年後の農業経営の継続意向（経営農地、経営面積、栽培作物、栽培方法等）及び地域が目指すべき将来の集約化に重点を置いた農地利用の姿の作成に向けた話し合い等への参加の意思が明確になっており、それらを証する書面を市町村に提出し、かつ、生産の効率化等に取り組む旨の証明を受けたものに限る。以下「継続的農地利用者」という。)

エ アの経営（ただし、家族農業経営に限る。）の経営主以外の農業を営む者（家族経営協定を締結しており、その中において①経営のうちの一部の部門について主宰権があること、②その部門の経営の危険負担及び収益の処分権があることが明確になっていることを満たすものに限る。)

オ 農業協同組合又は農業協同組合連合会（いずれもアからエまでに掲げる者のいずれかに転貸する場合に限る。)

ただし、アからエまでに掲げる者にあつては、次の①及び②の要件の全てを満たさなければならないものとする。

① 経営改善計画の計画期間内に農業経営の安定が図られる見込みであること。

② 現に負債の償還に支障を来しており、かつ、関係金融機関による既往債務の貸付条件の緩和措置等では十分な経営の改善が図れないこと。

### (3) 貸付限度額

貸付限度額は、以下のとおりとする。

ただし、本資金及び経営体要綱Ⅰの経営改善に係る資金の借入額を合算した額は、農業を営む個人にあつては1億5,000万円、農業を営む法人にあつては5億円をそれぞれ超えてはならないものとする。

#### ア 再建整備資金

(ア) 農業を営む個人 1,000万円

ただし、農業経営又は農業所得の規模が当該地域の平均以上である場合等必要があると認められる場合は1,750万円とし、その規模等からみて特に必要があると認められる場合は2,500万円とする。

(イ) 農業を営む法人 4,000万円

(ウ) いずれの場合も償還円滑化資金の貸付金残高及び経営体要綱Ⅰの経営改善の貸付金残高と通算しないものとする。

ただし、平成19年4月1日前に貸し付けられた平成13年4月27日財務省・農林水産省告示第27号（農林漁業金融公庫法別表第1の第1号（1の3）の資金を指定する件）2から4までに掲げる資金の貸付金残高と通算するものとする。

#### イ 償還円滑化資金

経営改善計画の計画期間中の5年間（債務者の年間償還額からみて経営改善計画の実行のために必要不可欠と認められる場合は、10年間）において支払われるべき制度資金等負債の各年の支払金の合計額に相当する額。

この場合における各年の支払金の合計額に相当する額は、その全部又は一部を一括して貸し付けることができるものとする。

#### (4) 償還期限及び据置期間

償還期限は25年以内とし、据置期間は償還期限のうちにおいて3年以内で設けることができるものとする。

#### (5) 償還方法

償還方法は、公庫が定める方法とする。

#### (6) 貸付利率

暫定利率を定める告示1の年5分以内で主務大臣の定める利率とする。

#### (7) その他

ア 経営改善計画に基づき再建整備資金又は償還円滑化資金と経営体要綱Iの1の(1)から(10)までの資金を併せて貸し付ける場合については、当該資金のそれぞれについて経営体要綱Iの経営改善で定める貸付条件を準用する。

イ 廃止前の農業経営維持安定資金実施要綱（平成13年5月1日付け13経営第302号農林水産事務次官依命通知）に基づく同要綱第2の1の(2)のアの資金又は(3)の資金の貸付けは、当該資金を借り受けるために策定された経営改善計画（平成19年3月31日までに策定したものに限る。）により貸付けができるものとする。

## 2 農業経営負担軽減支援資金

### (1) 資金使途

本資金の使途は、営農負債（営農に必要な資金を借り受けたために生じた負債）の借換えとする。ただし、当該負債が制度資金（公庫が融通する資金、農業近代化資金、経営資金、農業改良資金、旧就農支援資金、青年等就農資金、その他国若しくは独立行政法人農畜産業振興機構が利子補給補助又は利子助成補助を行う資金、国の補助金の交付を受けた者がこれを財源として利子補給補助又は利子助成補助を行う資金及び国が融通する資金をいう。）である場合には、貸付利率が年5.0%以下のものは対象としない。

### (2) 貸付対象者

負債の償還が困難となっている農業者であって、次に掲げる要件を満たす者であること。

ア 個人であって、次の全ての要件を満たす者であること。

(ア) 農業経営の改善に取り組む意欲と能力を有しており、経営改善計画書を作成し、その確実な実行と本資金の確実な償還が見込まれること。

(イ) 農業所得が総所得の過半を占めていること。

(ウ) 貸付けを受ける者（その者が60歳以上である場合は、その後継者）が現に主として農業に従事（農業大学校に就学している場合等を含む。）してお

り、かつ、将来においても主として農業に従事する見込みがあると認められること。

(エ) 現に負債に係る約定償還金（元利）の一部の返済が可能であること。

イ 法人であって、次の全ての要件を満たす者であること。

(ア) アの(ア)及び(エ)の要件を満たすこと。

(イ) 当該法人の総売上高のうち農業に係る売上高が過半を占めること。

ウ 目標地区に位置付けられた者及び継続的農地利用者

### (3) 貸付限度額

貸付限度額は、(1)に規定する営農負債の残高とする。

### (4) 償還期限及び据置期間

償還期限は10年以内とし、据置期間は償還期限のうちにおいて3年以内で設けることができるものとする。ただし、既往債務の年間償還額等からみて、特に必要があると認められる場合は、償還期限を15年以内とすることができる。

### (5) 償還方法

償還方法は、原則として元金均等とする。

### (6) 貸付利率等

貸付利率及び融資機関に対する北海道の利子補給については、別途北海道農政部長から通知するものとする。

なお、北海道の利子補給の詳細及びその事務手続きについては、北海道農業関係制度資金に係る利子補給等の事務取扱要領（昭和50年11月7日付け農経第806号農務部長通知）の定めるところによるものとするが、第4の3の(1)に定める経営診断実施機関において、第4の3の(7)に定める経営改善計画の達成可能性に係る意見を「保留」又は「不可」とするものについては、利子補給の承諾を行わないものとする。

## 第4 共通事項

負債整理関係資金の融通に関する事項については、共通の事項を次のとおり定める。

### 1 経営改善計画書の作成等

(1) 負債整理関係資金の貸付けを受けようとする者（以下「借入希望者」という。）は、

ア これまでの経営状況はどうなっているのか

イ 経営の改善を図るために、どの点をどのように改善していくのか

ウ 経営改善計画は実行可能か

エ 計画が実行された場合に収益はどうか、融資返済は可能か

等について、自ら真剣に検討の上、経営改善の実施と資金の借入れによって、おおむね5年程度の間確実に経営を軌道に乗せ、安定させることを旨とする経営改善計画書を別紙様式1により作成し、別紙様式3の借入申込書及び別紙様式4の債務保証委託申込書（第3の1の(2)のオに該当して経営体育成強化資金の貸付けを、又は第3の2により農業経営負担軽減支援資金の貸付けを受けようとする場合であって、北海道農業信用基金協会（以下「基金協会」という。）による債務保証を希望する場合に限る。）とともに、(5)に定める融資機関に提出するものとする。

この場合において、農業経営負担軽減支援資金と、経営体育成強化資金の貸付けをあわせて受けようとする場合は、借入申込書を2通作成し、(5)のイに定める融資機関に提出するものとする。

なお、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ。）により経営に影響が発生している等の借入希望者（以下「被災借入希望者」という。）にあつては、別紙1-3及び1-4の経営改善計画書をもって別紙1の経営改善計画書に代えることができるものとする。

(2) 借入希望者は、経営改善計画書の作成に当たり、助言指導を必要とする場合は、融資機関、農業改良普及センター、市町村、地域農業再生協議会又は地域担い手育成総合支援協議会等に相談を求めることができるものとする。

(3) 借入希望者が、飼養衛生管理基準（家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第12条の3に規定する飼養衛生管理基準をいう。以下同じ。）に定められた家畜のうち豚、いのしし、鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥を飼養する事業を営む者である場合は、北海道家畜保健衛生所から、飼養衛生管理基準の遵守状況の確認書類の交付を受け、この確認書類を経営改善計画書に併せて提出するものとする。

(4) 借入希望者は、3で定める経営診断実施機関における経営診断及び融資機関における融資審査を円滑に進めるため、(1)で規定する借入申込書を提出する前に、あらかじめ経営改善計画書の案を(5)の融資機関に提出し、2で定める予備診断を受けるよう努めるものとする。

(5) 各資金の融資機関は、次のとおりとする。

ア 経営体育成強化資金

(ア) 借入希望者が北海道信用農業協同組合連合会から公庫が融通する資金に係る事務を委託されている農業協同組合の組合員である場合は、当該農業協同組合

(イ) 借入希望者が上記(ア)以外の者である場合は、公庫並びに北海道信用農業協同組合連合会（同連合会から公庫が融通する資金に係る事務を委託されている農業協同組合を含む。）及び公庫の受託金融機関となっている農業協同組合、農林中央金庫、銀行、信用金庫及び信用協同組合（以下「公庫の受託金融機関」という。）

イ 農業経営負担軽減支援資金

北海道と利子補給契約を締結している農業協同組合、北海道信用農業協同組合連合会、農林中央金庫、銀行、信用金庫及び信用協同組合

## 2 予備診断

(1) 融資機関は、借入希望者から1の(4)で定める経営改善計画書案の提出があったときは、原則として特別融資制度推進会議設置要綱（平成13年9月12日13経営第2931号農林水産事務次官依命通知）に基づき市町村段階に設置されている推進会議（以下「推進会議」という。）の意見を聴取するものとする。

(2) (1)で定める意見聴取の手続きは、次のとおりとする。

ア 借入希望者から経営改善計画書案の提出を受けた融資機関（以下「窓口融資機関」という。）は、推進会議の事務局（以下「推進会議事務局」という。）に、経営改善計画書案を送付するものとする。

この場合、送付先は、原則として、経営改善計画書を提出した借入希望者が住所を有する市町村における推進会議事務局とする。

イ 経営改善計画書案の送付を受けた推進会議事務局は、推進会議のうち市町

村段階における構成機関（市町村、農業委員会、農業改良普及センター、農業協同組合、その他必要と認める機関・団体）に当該経営改善計画書案を送付した上で、あらかじめ予備診断に係る推進会議を開催するものとする。

ウ 予備診断に係る推進会議は、経営改善計画書案の内容について検討するとともに、当該借入希望者に対する指導体制を確認するものとする。

なお、検討事項は、次のとおりとする。

(ア) 利用する資金の妥当性

(イ) これまでの経営状況に係る問題点の把握の妥当性

(ウ) 経営改善計画の実行可能性

(エ) 上記(ア)～(ウ)を踏まえた、融資審査の見通し

エ 推進会議事務局は、上記ウによる推進会議の検討結果を取りまとめ、窓口融資機関に回答するものとする。

(3) 窓口融資機関は、推進会議の意見を借入希望者に予備診断結果として回答するとともに、必要に応じ経営改善計画書案の修正等について助言するものとする。

### 3 経営診断

(1) 経営診断の実施機関は、推進会議（市町村段階における構成機関に必要と認める構成機関を加えたもの）とする。

なお、被災借入希望者の診断にあっては、経営診断の実施機関（推進会議）からの委任を受けて融資機関自ら経営診断を行うことができるものとする。

(2) 北海道農業再生協議会は、推進会議における経営診断の実施に当たり必要な助言等を行うことができるものとする。

(3) 1の(5)で定める融資機関は、1の(1)により借入希望者から経営改善計画書及び借入申込書（基金協会による債務保証を希望する場合は、債務保証委託申込書を含む。）（以下「経営改善計画書等」という。）の提出があったときは、別紙様式2の経営改善計画総括表を作成し、経営改善計画書及び関係書類（クミカンデータなど）を添付して推進会議事務局に送付し、経営診断の実施機関の意見を求めるものとする。（当該意見は、3の(1)により、融資機関自らが経営診断を行う場合を除く）

この場合、送付先は、2の(2)のアに準ずるものとする。

また、1の(5)のアの(ア)で定める融資機関に、経営体育成強化資金に係る経営改善計画書等の提出があったときは、公庫又は公庫の受託金融機関に担保明細書等必要書類を添付して当該経営改善計画書等を送付するものとする。

なお、農業経営負担軽減支援資金と、経営体育成強化資金の貸付けを併せて受けようとする案件については、1の(1)により借入申込書の提出を受けた融資機関と公庫とで調整の上、当該融資機関において経営改善計画総括表を作成するものとする。

(4) (3)により、経営改善計画書等の送付を受けた推進会議事務局は、推進会議の開催前に、あらかじめ推進会議の構成機関に当該経営改善計画書等を送付するものとする。

(5) (3)により推進会議事務局に経営改善計画書等を送付した融資機関は、推進会議において、当該経営改善計画に係る融資機関としての意見を公表するものとする。

(6) 推進会議は、経営改善計画書等をもとに、別途北海道が定める経営診断等実

施要領により経営診断を行うとともに、経営改善計画の達成可能性についての協議を行うものとする。

- (7) 推進会議事務局は、(6)の経営診断に基づき、当該経営改善計画に係る推進会議の意見を取りまとめ、経営改善計画総括表の経営診断機関記載欄に必要事項を記載するとともに、別紙様式5の意見書を作成し、(3)により当該事務局に当該経営改善計画書等を送付した融資機関に回答するものとし、当該意見書において、達成可能性に係る意見を「保留」又は「不可」とする場合は、その理由を経営改善計画総括表の経営診断機関記載欄に記載するものとする。

なお、推進会議による意見の回答は、原則として、構成員全員の意見の一致によるものとする。

#### 4 経営診断実施後の措置

- (1) 融資機関は、推進会議から3の(7)の経営改善計画総括表及び意見書により回答を受けたときは、経営改善計画総括表を調整し、「融資機関の判断」欄に借入希望者から申込みのあった資金の貸付けについて融資機関として責任をもって判断した結果を記入し、借入希望者に送付するものとする。

なお、農業経営負担軽減支援資金と、経営体育成強化資金の貸付けを併せて受けようとする案件についての融資機関の判断欄の記入については、3の(3)のなお書きに準ずるものとする。

- (2) 3の(7)により推進会議から経営改善計画総括表及び意見書の回答を受けた融資機関は、これらの内容を参考に、借入希望者の経営能力等からみて、経営改善計画の達成可能性又は融資に係る資金の償還の可能性に疑問がある場合は、当該借入希望者に対し1年間農業改良普及センター等の指導を受けて経営能力の向上に努めるよう求め、関係融資機関の合意が得られる場合には、償還条件の緩和を行い、1年後に再度、当該融資に係る判断を行うことができるものとする。
- (3) 融資機関は、1の(1)により経営改善計画書等の提出のあった日から1月半以内にすべての手続を終了させるよう努めるものとし、それまでの間に手続が終了しない場合には、借入希望者にその理由を通知するものとする。

#### 5 債権保全措置

- (1) 債権保全措置については、融資機関（必要に応じて融資機関及び基金協会）と農業者の協議により、物的担保又は農業信用基金協会による保証のいずれかとすることを基本とし、経営者以外の第三者の個人連帯保証については、徴求しないことを原則とする。また、経営者保証については、「経営者保証に関するガイドライン」（平成25年12月5日「経営者保証に関するガイドライン研究会」から公表）を踏まえ、適切に行われるよう留意するものとする。

（注）農業信用基金協会による保証は、農業協同組合又は信用農業協同組合連合会を通じた転貸資金以外の公庫の資金には、付することができない。

- (2) 担保物件の評価に当たっては、画一的な評価を行わず、近隣の類似物件の売買価格等を勘案して、適切に行うものとする。
- (3) (1)及び(2)による債権保全措置では借入希望者の借入希望額全額をカバーできない場合であっても、借入希望者の経営能力等からみて経営改善計画の達成及び融資返済が確実と考えられる場合には、融資を行う（必要に応じて融資額を調整することがありうる。）ことを基本とする。

## 6 融資実行後の措置

### (1) 融資機関の対応

ア 融資機関は、融資を実行する場合には、借入者ごとに担当者を決め、借入者の経営改善が着実に行われるよう配慮するものとする。

イ 借入者は、経営改善計画期間中、経営改善計画が達成されるまでの間、毎年、別紙様式6により、経営状況を融資機関に報告するものとする。

ただし、新型コロナウイルス感染症により経営に影響が発生した借入者にあつては、決算書類を融資機関に提出することをもって、別紙6により経営状況を報告したものとみなすことができるものとする。

ウ イにより報告を受けた融資機関は、報告の内容を踏まえて、必要がある場合には、関係機関に借入者に対する指導等の協力を求めるものとする。

エ 融資機関は、イの経営状況の報告及び借受者に対する指導の結果、当該借受者に係る経営改善計画の達成が困難と判断する場合は、推進会議に対し、経営改善計画の扱いについて協議するものとする。

### (2) 関係機関の対応

ア 関係機関は、経営改善計画が早期に達成されるよう借入者に対し、適時適切な指導に努めるとともに、(1)のウにより融資機関から協力を求められた場合は、借入者に対する必要な助言・指導等を行うものとする。

イ 推進会議事務局は、融資機関から(1)のエの協議があつた場合には、推進会議を開催し、当該経営改善計画の扱いについて協議するものとする。

ウ 推進会議事務局は、イにより協議した結果、当該経営改善計画の達成が困難と認められる場合は、その旨を当該融資機関に伝えるものとする。

この場合、当該融資機関は、推進会議における協議結果を踏まえ、道の利子補給の停止の手続き等必要な措置を講ずるものとする。

## 7 民事再生手続との関係

(1) 農業者が、負債の償還負担軽減と併せて、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続を進めようとする場合には、融資機関は、他の債権者と連絡を密にして、再生計画の実行可能性を適切に判断するものとする。

(2) なお、再生計画に基づいて縮減の行われた債務について、負債整理関係資金の対象とすることができる。

## 第5 借入手続き

負債整理関係資金の借入手続きは、第4によるもののほか、次によるものとする。

1 経営体育成強化資金の借入手続きは、公庫の定めるところによるものとする。

2 農業経営負担軽減支援資金の借入れ及びその借入れに係る債務保証に必要な手続きは農業近代化資金に係る手続きに準じて行うものとする。

## 第6 その他

### 1 融資の的確な実施等

(1) 関係機関は、農業者に対して、負債整理関係資金の周知徹底に努めるとともに、関係機関相互間の協議・連携を円滑に進め、負債整理関係資金を適切に活用して効率的かつ安定的な農業経営の育成が図られるよう、十分配慮するもの

とする。

特に、経営診断の実施機関である推進会議においては、構成員が自らの立場で判断するとともに、他の構成員の判断についても十分確認し、構成員相互の協調・点検により負債整理関係資金の的確かつ円滑な取扱いに努めるものとする。

(2) 負債整理関係資金の取扱いに当たっては、関係機関は、借入希望者に無用の心理的負担がかかることのないように、十分留意するものとする。

(3) 融資機関及び関係機関（機関の役職員を含む。）は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、その他の法令の個人情報の保護に関する規定を遵守するとともに、負債整理関係資金に係る経営改善計画書等の個人情報について、厳正に取り扱うものとする。

特にこの要領において借入希望者の個人情報を含む情報を他に提供するものとされた手続きについては、借入希望者の同意を得た範囲内において行うものとする。

(4) 融資機関は、借入希望者から関係書類の提出を受けた場合、借入希望者に対し、第4の規定により関係書類を関係機関へ送付することがある旨についての同意を求めるものとし、借入申込書の個人情報の取扱いに関する同意書（別記様式3の裏面）の確認欄に記名を求めることとする。

## 2 他の制度資金等との関係

### (1) 新規投資

ア 負債整理関係資金の借入者については、経営改善計画の達成上必要な資金以外の資金の借入れを抑制するものとし、その達成上必要な資金にあっても、経営改善計画に沿った適切な対応を図るよう留意するものとする。

イ 借入希望者が経営体育成強化資金の再建整備資金若しくは償還円滑化資金と併せて前向き投資資金を借入れようとする場合の当該前向き投資資金の貸付額については、既往債務の額等を勘案し、今後の農業経営の過重な負担とならないよう配慮するものとする。

(2) 農業経営負担軽減支援資金と畜産特別支援資金融通事業実施要綱（平成25年2月26日付け24農畜機第4699号）別添1第2に規定する大家畜・養豚特別支援資金と併せて貸し付けないものとする。